

第2次

北しりべし廃棄物処理広域連合温暖化対策推進実行計画

2018(平成30)～2030(令和12)年度

平成29年12月

北しりべし廃棄物処理広域連合

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化とは、温室効果ガスが大気中に放出されることで、地球全体の平均気温が上昇する現象である。この地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題のひとつとされている。

2014(平成26)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、1986～2005年の世界年平均地上気温と比べて2012(平成24)年には約0.65～1.06℃上昇しており、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因は人為起源の温室効果ガスの可能性が極めて高いとされている。

このような中、2015(平成27)年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、2016(平成28)年11月4日に発効し、日本も同年12月8日に締約国となった。同協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追及すること等を目的とし、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、協定の目的に留意し、長期温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出するよう努めること等が規定されている。

日本では、パリ協定の採択を受け、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」を策定した。その中で、長期的目標として、2013(平成25)年度と比較して2050(令和32)年度までに80%、中期目標として2030(令和12)年度までに26%の温室効果ガス排出削減を目指すこととしている。

本広域連合では、第1次北しりべし廃棄物処理広域連合地球温暖化対策推進計画を平成24年度に策定し、二酸化炭素排出量削減に努めている。廃棄物処理による温室効果ガスの排出量は多く、地球温暖化問題において重要な課題のひとつであり、現在の地球温暖化対策計画が2017(平成29)年度に終了することから、新たな計画を策定し、温室効果ガス排出量の増減要因を精査しつつ、削減目標の設定を行い、取り組みの成果を把握していく必要がある。

2. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村並びに地方自治法第292条に基づき地方公共団体の組合(一部事務組合、広域連合)の事務及び事業に関し、策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画(以下、実行計画という。)として策定するものである。

本広域連合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

地球温暖化対策計画に即し、基準年度を2013(平成25)年度、計画期間を2018(平成30)年度から2030(令和12)年度までの13年間とする。

目標年度については、令和12年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

実行計画は、本広域連合が行う全ての事務・事業とし、全ての施設(北しりべし広域クリーンセンター及び北後志リサイクルセンター)を対象とする。

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、本広域連合で排出される表1に示した4種類のガスを対象とする。

表1 排出される温室効果ガスと主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	一般廃棄物の焼却、燃料使用、電気の使用
メタン(CH ₄)	一般廃棄物の焼却、自動車使用
一酸化二窒素(N ₂ O)	一般廃棄物の焼却、自動車使用
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

本広域連合の事務・事業における基準年度の各温室効果ガス排出量及び温室効果ガス総排出量は表2のとおりである。

なお、排出量をより正確に出すために算出方法を変更しており、第1次北しりべし廃棄物処理広域連合温暖化対策推進実行計画の推進状況で報告している値とは異なる値となっている。

表2 平成25年度の温室効果ガス排出量 (トン-CO₂)

温室効果ガス	排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	19,312
メタン (CH ₄)	1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	725
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.086
温室効果ガス総排出量	20,039

2. 物質・要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の温室効果ガス排出量を温室効果ガスの種類別に見ると、CO₂が約96%を占めており、次いでN₂O、CH₄、HFCの順となっている。

CO₂排出要因別に見ると、一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCO₂がCO₂排出量のうち、約94%を占めており、次いで灯油の使用に伴い排出されるCO₂、電気の使用に伴い排出されるCO₂、軽油の使用に伴い排出されるCO₂、ガソリンの使用に伴い排出されるCO₂の順になっている。

CH₄排出要因別、N₂O排出要因別に見ると、一般廃棄物の焼却に伴う排出が各物質の排出量のうち99%以上を占め、残りは自動車走行に伴う排出が占めている。

HFCの排出要因は自動車用エアコンディショナーの使用に伴う排出のみである。

温室効果ガス排出要因別に見ると、一般廃棄物焼却に伴い排出されるCO₂が温室効果ガス総排出量のうち、約90%を占めており、本広域連合では、一般廃棄物焼却に伴い排出されるCO₂の削減が一番の課題である。

3. 削減目標

2013(平成25)年度を基準年として、計画期間の最終年度である2030(令和12)年度の温室効果ガス総排出量を、14%削減することを目指す。

第3章 具体的な取り組み

1. 管理部門

- ・構成市町村との連携により、ごみ排出量の削減及びリサイクルの推進を図り、ごみ処理に要するエネルギーの消費削減に努める。
- ・構成市町村との連携により、市民及び事業者に適切な分別を推進し、非エネルギー起源二酸化炭素排出の原因となる合成繊維及びプラスチックごみの削減に努める。
- ・適正な運転、搬入量に応じた柔軟な運転管理を行うことにより、ごみ処理効率の向上を図る。
- ・点検・補修を計画的かつ適正に行い、ごみ処理に支障をきたさない。

- ・廃棄物発電を行う。
- ・施設見学を積極的に受け入れ、地域住民のごみ減量意識向上を図る。

2. 事務部門

- ・印刷物は両面使用など、最小限化を図る。
- ・ペーパー資料の削減を図る。
- ・始業前、昼休みの消灯、未使用室の消灯を徹底する。
- ・空調機器の適温設定を徹底する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「事務局」「推進担当者」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 事務局

事務局を北しりべし廃棄物処理広域連合事務局に置き、計画の策定を行い、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(2) 推進担当者

北しりべし広域クリーンセンター及び北後志リサイクルセンターにそれぞれ1名の推進担当者を置き、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者を通して、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。